

後期高齢者医療制度 のお知らせ



75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」の保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっており、今月号では、平成24年度の保険料などについてお知らせします。

6月に保険料額をお知らせします

保険料の計算方法

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割		所 得 割		
47,709円 <small>（一人当たりの額）</small>	+	（平成23年中の所得 - 33万円）× 10.61% <small>（被保険者本人の所得に応じた額）</small>	=	1年間の保険料 <small>（100円未満切り捨て）</small>

※1年間の保険料の上限額は55万円です。

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減（世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。）

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 <small>（年金収入のみの場合、受給額80万円以下）</small>	9割軽減	4,770円
33万円	8.5割軽減	7,156円
33万円+（24万5千円×世帯主以外の被保険者数） <small>※単身世帯は該当しません。</small>	5割軽減	23,854円
33万円+（35万円×世帯の被保険者数）	2割軽減	38,167円

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② 所得割の軽減（被保険者個人の所得で判定します。）

所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、5割軽減されます。

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度の加入時に被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減されます。

保険料の減免について

保険料のお支払いが困難な場合は、町民課高齢者医療係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険料のお支払い方法について

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

年金からのお支払い



「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆ 年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

なお、この制度に加入直後は、「年金からのお支払い」ができませんので、「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。「年金からのお支払い」に切り替わる時は、別途ご案内します。※税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

口座振替



「口座振替」を希望される方は、本人の保険証と預金通帳、お届け印を持参のうえ、町民課高齢者医療係へお申し出ください。なお、「年金からのお支払い」から「口座振替」への切り替えには、2～3か月程度お時間が必要です。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することにより利用することができます。「希望カード」が必要な方は、町民課高齢者医療係までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。

薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



病院にかかる時は、こんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

■問い合わせ 町民課高齢者医療係【幕】 54-6602/ 北海道後期高齢者医療広域連合 011-290-5601